

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 元本郷清掃工場解体設計業務委託

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 元本郷清掃工場
(2) 場 所 三原市本郷町本郷
(3) 施設用途 供給処理施設
(4) 設計範囲 元本郷清掃工場（工作物、付属施設等を含む）の解体工事に伴う実施設計、有害物質（アスベスト、PCB、ダイオキシン類等）の分析調査、工事費の積算、工事発注仕様書の作成を行う。

施設・設計概要表

施設名称	元本郷清掃工場
場所	三原市本郷町本郷
工事種別	解体工事
敷地面積	5,634.48 m ²
延床面積	1,758.97 m ²
建設年	平成5年
構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
階数	地上3階
付属施設	焼却炉、排煙筒、スロープ、構内道路、駐車場、洗車場、テニスコート受水槽、排水処理槽、オイルタンク防油堤等
予定工事費	未定
予定工期	未定（12か月程度）
貸与資料	建設時図面 （意匠・構造・電気・設備 データ形式：PDF）
備考	仮設計画、跡地整備、有害物質（アスベスト、PCB、ダイオキシン類、重金属類）の分析調査等を含む。

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地面積 5,634.48 m²
b. 地形 計画敷地は概ね平坦
c. 都市計画等の指定 都市計画区域外

(2) 施設の条件

- a. 施設の規模 地上3階建て／延床面積 1,758.97 m²
処理能力 26t/日(13t/日×2炉) 機械化バッチ燃焼方式
b. 施設の構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造

(3) 工事の条件

- a. 予定工事費 未定
（仮設、跡地整備、消費税等相当額を含む。）
b. 予定工事期間 令和10年度（12か月程度）
※工事は週休2日（4週8休）を想定する。

(4) 設計方針

a. 目的

- ・元本郷清掃工場の解体実施設計を行うことを目的とする。

b. 設計内容

- ・解体実施設計
- ・跡地整備実施設計
- ・特別管理産業廃棄物等事前調査
- ・各種関係法令申請書類作成
- ・その他必要となる業務

c. 留意事項

設計に関しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。

- ・既存図面をスキャンして使用する場合は可能な限り解像度を高くして取り込むこと。なお、積算に必要な文字が読み取れない場合は必ず補正すること。
- ・業務に文献その他資料を引用した場合はその文献名又は資料名を明記すること。
- ・生成 AI を積極的に活用すること。また、提出書類については、必ず生成 AI によるチェックを行った上で提出すること。
- ・特記仕様書の様式については、広島県の様式（最新版）を準用すること。なお、主要資材等について、「広島県内」は「三原市内」と書き替えること。
- ・解体設計においては、地下埋設物等の撤去の要否について跡地計画への支障を最小限にとどめるため、詳細に調査を行い関係部署とも協議のうえ慎重に計画すること。
- ・限られた業務期間内で手戻りなく迅速な方針決定のもと業務を進めるため、業務着手後は速やかに、設計内容及び概算事業費の増減に影響する項目と論点、選択肢を提示し、発注者との十分な協議のもと目的を明確にして業務を進めること。
- ・本業務完了後の工事受注者選定における契約の不調リスクを減らすため、設計の各段階においてコスト管理への配慮を徹底して業務を進めること。
- ・関係法令や諸基準を遵守した計画とし、工事費縮減のため合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努め、維持管理を含めたコスト抑制及び将来の可変性を重視した設計すること。
- ・仮設計書の検討にあたっては、敷地周辺の利用状況、道路幅員、交通規制及び通学路等を調査し、搬出入車両及び重機の規模、運搬距離及び経路等、関係法令、近隣住宅への配慮と実状に応じた計画をすること。
- ・工事車両の出入口、駐車場、発生材の仮置き場、足場、工事手順、交通誘導員等の動線等を考慮し、適切な仮設計書を立案し、詳細を図面及び工事費積算に反映すること。
- ・仮囲い、防音シート、山留（シートパイル等）、タイヤ洗浄用ハイウォッシャー、敷鉄板、騒音計、振動計、デジタル粉塵計、ノッチタンク、監視カメラ、仮設照明、散水設備、交通誘導員等、敷地及び周辺状況への影響を最小限にとどめるため、必要となる内容を図面及び工事費積算に見込むこと。仮囲い、交通誘導員等の計画は関係法令及び基準等に従い、遺漏なく確実に計画すること。
- ・電気等の各種引込み線及び埋設配管等の切り替え又は廃止、工事後の雨水排水計画、囲障、地下埋設物撤去時の山留計画等を関係法令及び基準等に従い、遺漏なく確実に計画すること。
- ・電気配線及び電話線の撤去を計画すること。
- ・水道配管の撤去を計画すること。
- ・地下埋設物の撤去の計画については、協議の上決定すること。
- ・解体跡地の地表面仕上げについては、協議の上決定すること。
- ・本設計に基づく工事については、性能発注方式とするため、これに適する計画とすること。

(5) 業務委託の履行期間

- ・ 契約締結日の翌日から令和9年9月30日（検査期間の9日間を含む。）とする。
（業務完了届の提出予定日は令和9年9月21日）

(6) 中間報告

関係者へ進捗内容の報告等を行うため、設計概要等について中間報告を行うこと。
報告時期及び内容は契約締結後の協議によるが、次の時期を想定している。

- a. 設計概要（工事の内容及び規模、その他提案意図説明資料を含む。）
- b. 概算工事費 令和9年6月30日

(7) 段階的提出物及び提出時期（協議により変更できるものとする。）

- a. 期間別業務履行報告書 各月毎（次月7日までに提出）
- b. 設計の内、図面一式（調査職員チェック用） 令和9年6月18日
- c. 各種法令手続き（関係法令等に基づく必要な各種申請図書） 令和9年7月9日
- d. 設計成果品の内、図面一式 令和9年7月30日
- e. 設計の内、積算一式（調査職員チェック用） 令和9年8月20日
- f. 設計成果品（最終） 令和9年9月21日

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（官庁営繕統一基準）（以下「共通仕様書」という。）」による。なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本設計業務委託の目的達成のために性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任と負担において全て完備しなければならない。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項は、原則すべての項目を適用する。

2. 特記仕様書における読替え等

共通仕様書中、「検査職員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 設計業務

- ・ 建築解体実施設計（石綿等除去、環境調査、跡地整備を含む）に関する標準業務
- ・ 電気設備解体実施設計に関する標準業務
- ・ 機械設備解体実施設計（プラント解体を含む）に関する標準業務
- ・ 跡地整備実施設計に関する標準業務

※一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（技術比較・評価報告書及び各種技術資料を含む。）及び委託業務の対象となる工事の実施にあたり法令上必要となる各種の申請に用いる資料の作成及び申請手続き業務（複雑なものを除く。）を含むものとする。また、工事期間中の仮設計画、外構整備、駐車場・駐輪場整備等の設計を含むものとする。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- a. 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積りの徴集、見積検討資料の作成、工事費の算定）
 - ・ 建築積算業務
 - ・ 石綿等除去数量積算業務
 - ①除去面積、②除去工事に必要な日数、③洗浄装置の処理能力や台数、④保護服・器具類・洗浄装置・消耗品・除去後に発生する処分量等の数量を算出する。
 - ・ 環境調査の数量積算

- 環境調査計画に基づき、環境調査に必要な数量を算出する。
- ・電気設備積算業務
 - ・機械設備積算業務
 - ・プラント設備解体積算業務
 - ①解体に必要な人工数、②再資源化量、③処分量等の数量を算出する。
 - ・敷地整備積算業務
- b. 技術比較・評価報告書の作成業務
- ・各種工事及び作業の整合性、確実性、安全性などの面から実施内容、費用の妥当性等を検討し、報告書を作成する。
※検討結果に問題が生じた場合は、見積業者に対する質問書及び改善事項として取りまとめること。
- c. 工事工程表の作成業務
- ・本設計に基づく工事における全体工程表の作成
- d. 住民説明、議会説明等に必要な資料の作成及び協議等の対応
- e. 特別管理産業廃棄物等（アスベスト、PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸、廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六フッ化硫黄ガス、ダイオキシン類、重金属類、リフラクトリーセラミックファイバー等）の有害物質の有無についての事前調査結果報告書の作成業務
- ※書面調査、目視調査及び分析調査の内容を合わせた成果物とすること。
 - ※工事着手前までに発注者に対し説明を行うこと。
- (a) アスベスト
- ・書面調査（目視調査を含む。）
建築及びプラント設備
 - ・分析調査（試料採取による。）
建築及びプラント設備
- (b) PCB
- ・分析調査（試料採取による。）
電気設備機器
- (c) ダイオキシン類
- ・分析調査（試料採取による。）
付着物及び堆積物
- (d) 重金属類
- ・分析調査（試料採取による。）
付着物、堆積物又は汚泥
- f. 解体工事計画書の作成業務
- 事前調査結果及び現地踏査により各設備、装置内の残留物等の調査を行い、安全に除去処分、解体撤去するための解体工事計画を策定する。
- (a) 解体作業区分及び管理区分の決定
- 解体工事に係る事前調査結果や機器配置等に基づいて解体作業区域を決定し、各解体作業区域の管理区域及び保護具のレベル、各管理区域の養生方法、換気方法等を計画する。
- (b) 環境調査の計画策定
- 事前調査の結果に基づいて、各解体作業区域の作業前や汚染物除去作業中、汚染物除去完了後、解体作業中、解体作業後、施設周辺等の環境調査の計画を策定する。
- g. 解体工事発注仕様書の作成業務
- 本設計に基づく工事における工事発注仕様書の作成
- h. 財産処分承認申請書等の作成
- 建設当時の実績報告書をもとに、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準

の整備について」(改正 令和5年9月1日環境会発第2309013号 環境省)に基づき、廃棄物処理施設財産処分承認申請書を作成する。

i. その他当該設計業務に必要な業務

※各種申請等において、事前協議等は受注者が行うこと。また、費用を要する場合、受注者の負担とする。

(3) 特別経費について

a. 特別管理産業廃棄物等の分析調査

検体採取箇所数については、次の通りとする。ただし、現場の状況等により、数量に変更が生じる場合は、発注者と受注者の協議のうえ決定すること。

(a) アスベスト含有の恐れのある建材及びプラント設備 23 箇所

(b) PCB 含有の恐れのある建材 2 箇所

(c) ダイオキシン類、重金属類含有の恐れのある付着物及び堆積物

ダイオキシン類、重金属類の調査対象物及び検体数については次の表の通りとする。

設備名	媒体名	調査内容及び検体数		
		ダイオキシン類	重金属類	
			8 項目	25 項目
焼却炉	堆積物	2 検体	2 検体	—
	付着物	2 検体	—	—
空気予熱器	付着物	2 検体	2 検体	—
煙突下部	付着物	2 検体	2 検体	—
誘引送風機または煙道	付着物	2 検体	2 検体	—
ろ過式集塵機	堆積物	2 検体	2 検体	—
	付着物	2 検体	—	—
ガス冷却室	付着物	2 検体	2 検体	—
焼却灰搬出装置	付着物	1 検体	1 検体	—
灰固化装置	付着物	1 検体	1 検体	—
ダスト排出装置	付着物	2 検体	2 検体	—
排水処理装置	付着物	1 検体	—	—
	汚泥	—	—	1 検体
合 計		21 検体	16 検体	1 検体

※重金属類の分析調査項目については次の表の通りとする。

項 目	付着物及び堆積物	汚泥
	8 項目	25 項目
アルキル水銀	○	○
水銀	○	○
カドミウム	○	○
鉛	○	○
有機リン	—	○
六価クロム	○	○
ヒ素	○	○
シアン	—	○
PCB	—	○
トリクロロエチレン	—	○
テトラクロロエチレン	—	○
ジクロロメタン	—	○
四塩化炭素	—	○
1、2-ジクロロエタン	—	○
1、1-ジクロロエチレン	—	○
シス-1、2ジクロロエチレン	—	○
1、1、1-トリクロロエタン	—	○
1、1、2-トリクロロエタン	—	○
1、3-ジクロロプロペン	—	○
チウラム	—	○

シマジン	—	○
チオベンカルブ	—	○
ベンゼン	—	○
セレン又はその化合物	○	○
1、4-ジオキサン	○	○

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計は、提示された設計と条件、既存設計図書、現況調査及び適用基準等に基づき行う。
- b. 実施設計は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d. 管理技術者は、技術士法に基づく技術士（衛生工学部門-廃棄物・循環資源）の資格を有する者とし、業務の全般にわたり、業務上の監理を行わなければならない。ただし、平成28年4月1日以降に廃棄物処理施設における解体設計業務を履行した実績を有する者とする。
- e. 照査技術者は、技術士法に基づく技術士（衛生工学部門-廃棄物・循環資源）の資格を有する者とし、遺漏なき照査を実施しなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と兼任することができない。
- f. 担当技術者は、工作物石綿事前調査者及び建築物石綿含有建材調査者（一般又は特定）の資格を有する者とし、過去5年以内に廃棄物処理施設等の解体工事に係る石綿等事前調査業務を担当した実績を有する者とする。また、担当技術者については、業務着手前に配置予定者の実績内容が確認できる資料を提出することとする。

(2) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては次の基準を参考にし、特記なき場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共通

- ・ 建築基準法
- ・ 建築基準法施行令
- ・ 建築基準法施行規則
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- ・ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領（最新版）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
- ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準（最新版）
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- ・ 官庁施設の津波防災診断指針（最新版）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（最新版）
- ・ 広島県福祉のまちづくり条例
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（最新版）
- ・ 建設業法
- ・ 建設業法施行令
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令
- ・ 公共建築工事積算基準（最新版）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- ・ 公共建築工事共通費積算基準（最新版）

- ・建築物解体工事共通仕様書（最新版）
- ・建設副産物の手引き（最新版）
- ・三原市公共建築物等木材利用促進方針（最新版）
- ・その他関係する要領、要綱（最新版）
- b. 建築
 - ・建築工事設計図書作成基準（最新版）
 - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
 - ・公共建築木造工事標準仕様書（最新版）
 - ・建築工事監理指針（最新版）
 - ・公共建築木造工事標準仕様書（最新版）
 - ・建築設計基準（最新版）
 - ・建築構造設計基準（最新版）
 - ・構内舗装・排水設計基準（最新版）
 - ・建築工事標準詳細図（最新版）
- c. 設備
 - ・建築設備計画基準（最新版）
 - ・建築設備設計基準（最新版）
 - ・建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
 - ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
 - ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
 - ・排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）
 - ・建築設備耐震設計・施工指針（最新版）
- d. 積算
 - ・公共建築工事積算基準（最新版）
 - ・公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
 - ・公共建築数量積算基準（最新版）
 - ・公共建築設備数量積算基準（最新版）
 - ・公共建築工事共通費積算基準（最新版）
 - ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
 - ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
 - ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）
 - ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）

(3) 業務計画書

業務計画書として、業務工程表及び次の内容を記載した業務組織計画表を、「委任（下請負）承諾願」に添付し提出すること。

- a. 管理技術者及び照査技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- b. 主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
（建築、構造、電気及び機械等の分担業務がある場合。）
- c. 担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
（協力事務所を含む。）
- d. 分担業務の各分野、具体的な業務内容（分担業務がある場合。協力事務所を含む。）
- e. 協力事務所の名称、所在地、登録番号、協力を受ける理由

- f. 緊急連絡先
 - g. その他
- (4) 貸与資料
- a. 既存設計図書等
 - ・建設時図面（意匠・構造・電気・設備 ・データ形式：PDF）
- (5) 打合せ及び記録
- a. 業務着手時に提出する業務計画書に打合せ計画を記載すること。
 - b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めたときに打合せを行うこと。
 - c. 受注者は、本業務を円滑に遂行するため、発注者との打合せ会議を初回、中間4回、最終の計6回以上を行うこと。なお、その他の打合せ及び協議については必要に応じて適宜行うこと。
 - d. 初回打合せは、業務内容（要望事項、作業方針、計画工程、検討事項等の確認）及び貸与資料について確認を行うこと。
 - e. 中間報告及び作業中に発生する諸条件の処理に関する事項について確認を行うこと。
 - f. 最終打合せは、総括説明及び成果品の納品、検収の立会いを行うこと。
 - g. 打合せの議事録は電子データ（PDF）とし、所定の場所に打合せ後1週間以内に提出すること。
- (6) 引渡し前における成果品の使用等
- 特記仕様書に規定がある場合又は調査職員が指示し受注者がこれに承諾した場合は、履行期間中においても、成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。
- (7) 成果物の取り扱いについて
- 提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の受注業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成、完成後の運営及び維持管理に使用できるものとする。
- (8) 業務完了後の協力等
- 次について発注者から要請があった場合、受注者はこれに協力するものとする。
- a. 質問回答書の作成
 - b. 設計図書に疑義が生じた場合
 - c. 会計実地検査、工事監査等
 - d. 工事に際して設計図書又は構造計算書等に疑義が生じた場合
 - e. 現場施工においてやむを得ず設計変更の必要性が生じた場合
- (9) 地元関係者等への説明、交渉等
- 受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際にこれに協力する。
- (10) 協力業者（下請業者）との契約について
- ・協力業者（下請業者）との契約に当っては、令和6年1月9付け国土交通省告示第8号によって示された構造及び設備の業務報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。
 - ・第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。
- (11) 設計に関する基本方針
- 受注者は、設計に際して調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。
- a. 工事の安全性及び公衆災害の防止
 - b. 条件明示（原則として特記仕様書（施工条件）に記入すること。）
 - c. 分別解体の適正化（物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること。）
 - d. 近隣建物・構造物等への配慮
- (12) 積算に関する留意事項
- ・各発注工事の内訳書において同一材料で同一施工条件の場合は同一単価とすること。

- ・建設物価、積算資料塔の設計月の刊行物を採用する場合は、備考欄に書籍名及び単価掲載頁を明記するとともに、原本又は当該頁の写しを添付すること。
 - ・カタログ定価等により単価を決定する場合は、年度、姿図、メーカー品番等がわかるカタログの写しを添付すること。
 - ・見積りを徴集する場合の数量は、自ら計測した責任のある数量とすること。
 - ・工事内訳書の単価について、見積りにより単価を決定する場合は、3社以上の見積書を徴集し金額を比較のうえ、見積額を基に採用する単価を決定すること。なお、見積りを依頼する際には、あらかじめ調査職員に見積り依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。主な工種については、必ず見積りを徴集すること。主な工種について、調査職員と相談のうえ決定すること。
 - ・見積業者からの要望に応じて、必要な現場説明及び質疑回答等を行うこと。
 - ・見積比較表において、査定率を乗ずる場合は、実勢単価を確認すること。
 - ・数量の拾い出しについて、後で確認できるように拾出図（部位ごと、部屋ごと等、積算数量算出書の根拠）等を提出すること。（実際に拾い出しに使用した図面の写し等、各数量が確認できるもの。簡易な物でも可とする。）
 - ・工事内訳書は、（一財）建築コスト管理システム研究所の内訳書作成システム（RIBC2）による電子データファイルとし、Excelデータ及び紙データを併せて提出すること。また、見積単価を採用する場合は同システムによる見積比較ファイルを作成すること。
 - ・工事内訳書の入力時に、各建物及び各工種等の区分名称の最初に番号を付けること。
 - ・「細目別」の摘要欄について、単価と金額を消したときに入札時の「参考数量書」として入札参加希望者が適切に積算できるように、詳細を記載すること。
 - ・図面との整合を必ず確認すること。なお、図面中に記号等を付けている場合は、極力その記号等を「細目別」の摘要欄に記載すること。
 - ・代価表を使用する場合は、必要に応じて「細目別」の摘要欄（元データの摘要欄）に詳細を記載すること。（※代価表は、入札時の参考数量書には添付しないため。）
 - ・その他、内訳書の様式、作成方法等については、調査職員の指示によること。
- (13) 特別管理産業廃棄物等の事前調査に際しての留意事項
- ・事前調査にあたり、既存資料及び現場調査の結果から、調査計画書（調査箇所、調査方法、分析方法、分析機関など）を作成して、発注者の承諾を得ること。
 - ・分析調査の対象については、工事費に影響が大きい材料（作業レベル、数量など）を優先して有資格者が選定し、あらかじめ発注者に承諾を得ること。
 - ・事前調査の方法は、アスベストについては「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（第2版）」に準拠して実施し、その他のものについては調査職員と協議の上で実施すること。
 - ・アスベストの分析方法は、JIS A 1481-1（建材製品中の石綿含有率測定方法―第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）により判定を行うこと。また、含有する場合は、その含有する層の判定を行うこと。
 - ・アスベストの書面調査、目視調査及び分析調査（検体採取を含む）については、一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
 - ・調査結果に基づいて調査結果報告書を作成し、発注者に対して説明を行うこと。
 - ・アスベストの含有の恐れのある建材等が多数あり、想定した調査数量を超える場合は、あらかじめ発注者と協議すること。なお、分析調査ができない場合は、含有見込みとして設計図書を作成すること。
 - ・アスベストの検体採取においては、当該建材の「部分的な補修部分」等を分析の対象としないこと。
- (14) 土地の地歴調査に関する留意事項
- ・解体工事範囲の土地改変範囲については、土地利用の履歴、特定有害物質の使用の状況、土壌及び地下水の汚染の概況等、土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有

効な情報を、既存資料調査、聴取調査及び現地踏査による方法で入手、把握すること。

- ・土地の地歴調査については、「土壤汚染対策法に係る法令」及び「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」に準拠して実施すること。
- ・土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出に必要な事前協議を諸官庁と行うこと。また、事前協議には、必要に応じて発注者が同行すること。
- ・地歴調査結果や諸官庁との事前協議等に基づき、必要に応じて土壤汚染調査計画を立案すること。

(15) その他

- ・設計に伴う設計条件等の整理、法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ等、調査職員は極力協力して業務の遂行に努めること。
- ・材料、仕様などの名称は、「公共建築工事標準仕様書（最新版）」に基づき記入すること。
- ・期間別業務履行報告書は図面（A3判に縮小したもの）を添付して直接持参し、打合せを行うこと。
- ・関係する説明会等に同席し、その内容を設計内容へ反映させること。
- ・引き渡された成果物に関し、法律に著しく不適合であることや積算が著しく間違っていることなどが判明し、発注者に著しい損害を与えた場合は、受注者に対して損害賠償の請求をすることがあるため留意すること。
- ・受注者は、業務の遂行上知り得た事項について、発注者の許可なしに他の調査に使用又は公表してはならない。
- ・本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査検討等は原則として受注者が行うが、現在、発注者が所有し業務に利用できる資料についてはこれらの貸与を受けることができる。ただし、受注者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成のうえ、発注者に提出し、業務完了時に全て返納すること。
- ・本仕様書の内容及び本仕様書に明示ない項目について疑義のあるときは、速やかに発注者との協議のうえ、発注者の意図を十分に理解し、発注者の指示に従って本業務を遂行すること。
- ・本業務の実施において、既定作業内容の変更又は本業務以上の調査、検討等の必要が生じた場合には、その段階で発注者と今後の対応について協議を行うこと。
- ・業務遂行期間において、提出書類の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合及び提出した書類によって本計画を遂行することができない箇所が発見された場合は、提出書類に対する変更を受注者の責任において行う。その他本業務の遂行にあたって変更の必要が生じた場合は、発注者の定める契約事項または指示による。
- ・業務内容の変更に必要な資料については、受注者が作成すること。
- ・業務完了後は、速やかに所定の手続きを経て発注者の検査を受けること。なお、本業務は、発注者の検査完了後、合格の通知をもって完了とするが、業務完了後において報告書に記入もれ、不備または誤りが発見された場合は、受注者の負担において速やかに訂正し納品すること。
- ・業務完了後において、成果品に訂正、記載漏れ等の不備の発見、関係機関からの資料提出又は内容変更等の要望に対しては速やかに対応すること。また、この場合に発生する経費の一切は受注者の負担において行うこと。
- ・本業務の実施において、設計に要する図面枚数を最低 82 枚見込むこと。なお、図面枚数の増加による設計変更は、原則として行わないものとする。
- ・本業務において発生した特許及び実用新案等の権利については、受注者に帰属する。

5. 成果物、提出部数等

(1) 実施設計

成果物	部数	備考
<p>1. 解体設計図（解体工事見積仕様書）</p> <p>(1) 建築図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築概要書 ・ 仕様書 ・ 仕上表 ・ 面積表 ・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 平面図（各階） ・ 立面図（各面） ・ 矩計図 ・ 平面詳細図 ・ 部分詳細図 ・ 外構図 <p>(2) 構造図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎伏図 ・ 梁伏図 ・ 軸組図 ・ 基礎梁・耐圧版リスト ・ 柱・大梁・二次部材リスト ・ 鉄骨部材リスト ・ 鉄骨詳細図 <p>(3) 電気設備図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書 ・ 系統図 ・ 照明姿図 ・ 幹線動力図 ・ 弱電設備図 ・ 電灯・コンセント設備図 <p>(4) 機械設備図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書 ・ 材料表 ・ 系統図 ・ 配置図 ・ 平面図 <p>(5) 解体工事仕様書</p> <p>(6) 解体工事範囲図</p> <p>(7) 総合仮設計画図</p> <p>(8) 除染範囲図</p> <p>(9) ダイオキシン類管理区域図</p> <p>(10) 跡地整備計画図</p> <p>(12) その他調査職員が必要と認めるもの</p>	<p>2 部</p>	<p>A3 判製本</p>

成果物	部数	備考
2. 建築工事積算書（解体工事設計書） ・工事費内訳書 ・積算数量算出書 ・積算数量拾出図 ・内訳書単価根拠資料（見積比較表、見積書、使用機器・材料カタログ、コスト縮減検討資料等） ・各種計算・比較検討資料 ・その他調査職員が必要と認めるもの	2部	金額データ入
3. 関係法令等に基づく必要な各種申請図書	必要部数	
4. 建設リサイクル計画書	2部	
5. 土壌汚染対策法届出書	2部	必要な場合のみ。
6. 技術比較・評価報告書	2部	
7. 解体工事工程表	2部	
8. 特別管理産業廃棄物等事前調査結果報告書 ・アスベスト含有調査報告書（書面調査） ・アスベスト含有調査報告書（分析調査） ・PCB含有調査報告書（書面調査） ・PCB含有調査報告書（分析調査） ・ダイオキシン類含有調査報告書（分析調査） ・重金属類含有調査報告書（分析調査）	2部	
9. 解体工事計画書	2部	
10. 解体工事発注仕様書	2部	
11. 財産処分承認申請書・報告書	2部	
12. 現況写真及び現地調査資料	2部	A4判製本 写真及び画像データ共
13. 工事にあたって発注者がするべき手続き等の一覧	2部	
14. 各種技術資料	2部	
15. 打合せ記録簿	1部	官公署との設計協議書及び協議記録簿等を含む
16. 電子成果品	1部	全ての成果物について、電子メディアにて提出する。 ※各種申請書等はスキャンしてPDFデータとして提出する。
17. 設計図（二つ折り製本）	3部	A3判を2つ折り（1冊が150ページを超える場合は150ページ以内に分けること。詳細は調査職員と協議すること。）
18. 設計図（設計書用・契約書用）	3部	A3ファイル折
19. その他調査職員が必要と認めるもの	必要部数	

(注) 成果物は必ず調査職員の指示により製本とする。また、概要版を作成すること。

電子成果品の提出は、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

成果品が2冊以上になる場合は、指定のプラスチックケースに入れて提出すること。

(2) その他提出を要する事務書類（様式は任意様式）

提出を要する事務書類	部数	備考
・管理技術者選任（変更）通知書	1部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を、添付、免許・資格については証する写しをそれぞれ添付のこと。
・誓約書	1部	管理技術者の兼務制限について
・業務工程表	1部	
・期間別業務履行報告書	毎回1部	期間内に作成した図面を添付のこと。 提出回数は毎月1回とすること。
・委任（下請負）承諾願	1部	業務組織計画表を添付のこと。
・見積依頼先名簿届	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。

対象施設（三原市本郷町本郷）

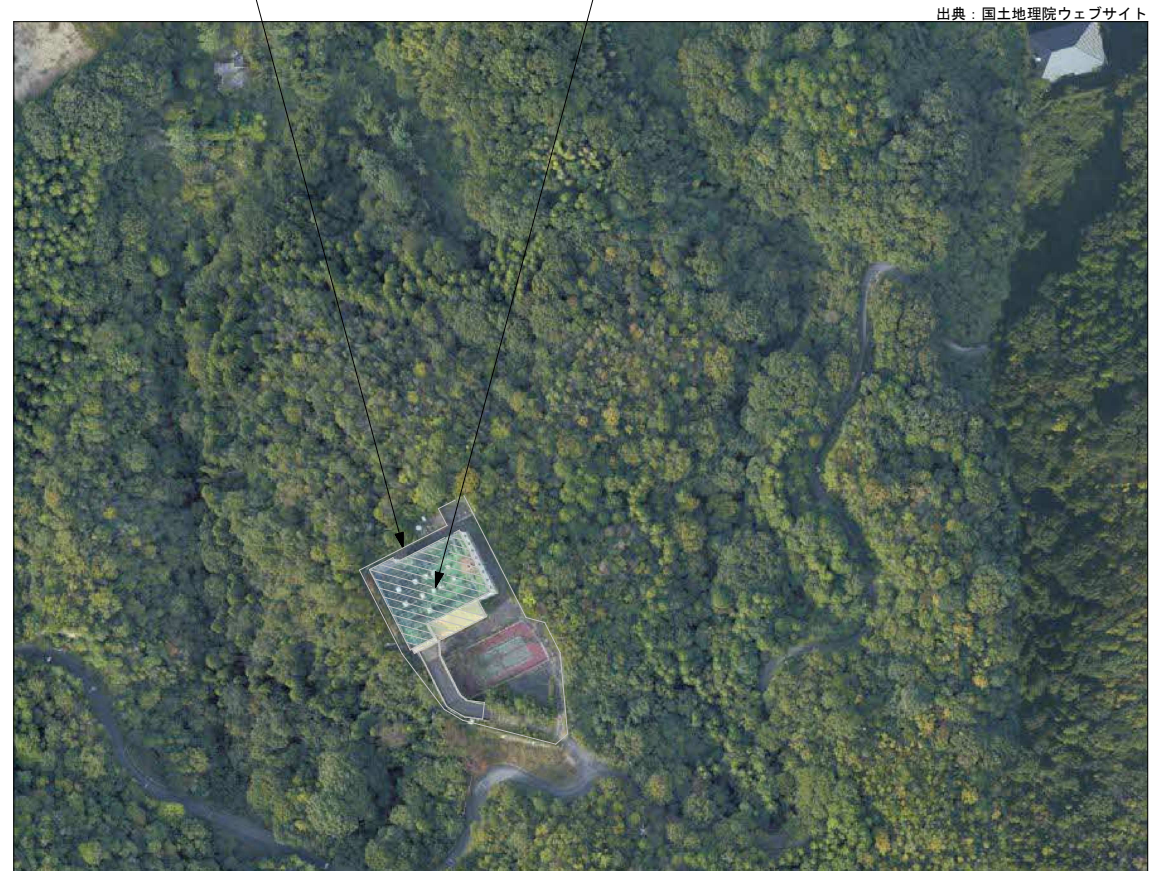
当該敷地（三原市本郷町本郷543番地19）



付近見取図 No Scale

当該敷地（三原市本郷町本郷543番地19）

元本郷清掃工場



配置図 No Scale

三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考

業務名称

元本郷清掃工場解体設計業務委託

図面名称

付近見取図・配置図

縮尺

N.S.

図面番号

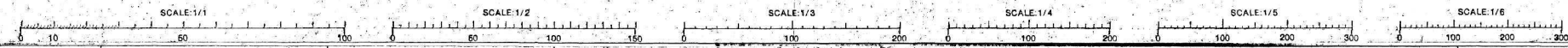
No.1

B	A	品番	品名	材質	型式・仕様	図番	枚目

外部仕上表			
屋根	陸屋根: 軽集積材 ALC板 100 Y60 立上: ラスモルタル防水立上 葺材: アルミ	スロープ	床: コンクリート 30mm 上: アスコン 厚: コンクリート打放し 吹付タイル 手摺: スチールパイプ
外壁	1.2F コンクリート打放し吹付タイル	駐内直路	ピロティ部 床: コンクリート打放し吹付タイル 壁・天井: コンクリート打放し吹付タイル
	3F ALC板 100 Y60 吹付タイル 一部マイナスイオンコート (北面)	駐車場	アスファルト舗装
巾木	コンクリート打放し吹付タイル	洗車場	同上
軒裏	FB 06 VP		
開口部	カラーアルミサッシ カラーアルミ戸 スチール戸 電動スクリーンシャッター		
床	北面: 吹付タイル全面 南・北面: 斜屋根 カラー鉄板 0.4 (鋼板 4mm 厚) 3% 木根板 25mm 厚 22kg/m ² コンクリート 22kg/m ²		
床 (アラットフロア上)	屋根: カラー鉄板 0.4 厚 22kg/m ² 木根板 25mm 厚 22kg/m ² 3% 木根板 25mm 厚 22kg/m ² 20.23kg/m ² 葺材: カラー鉄板 0.4 厚 22kg/m ² 20.23kg/m ² 葺材: カラー鉄板 0.4 厚 22kg/m ² 20.23kg/m ²		
通	縦樋: 径 100mm 斜 1:2000 手摺鉄管 軒樋: 径 100mm 1F0		
ピロティ駐車スペース	床: コンクリート 30mm 上 壁・天井: コンクリート打放し吹付タイル		
トフライト	ライトモーター付 1300P (スト)	断熱材	屋根外断熱材: 現場発泡断熱材 厚 50mm 天井断熱材: グラスウール 100mm 厚

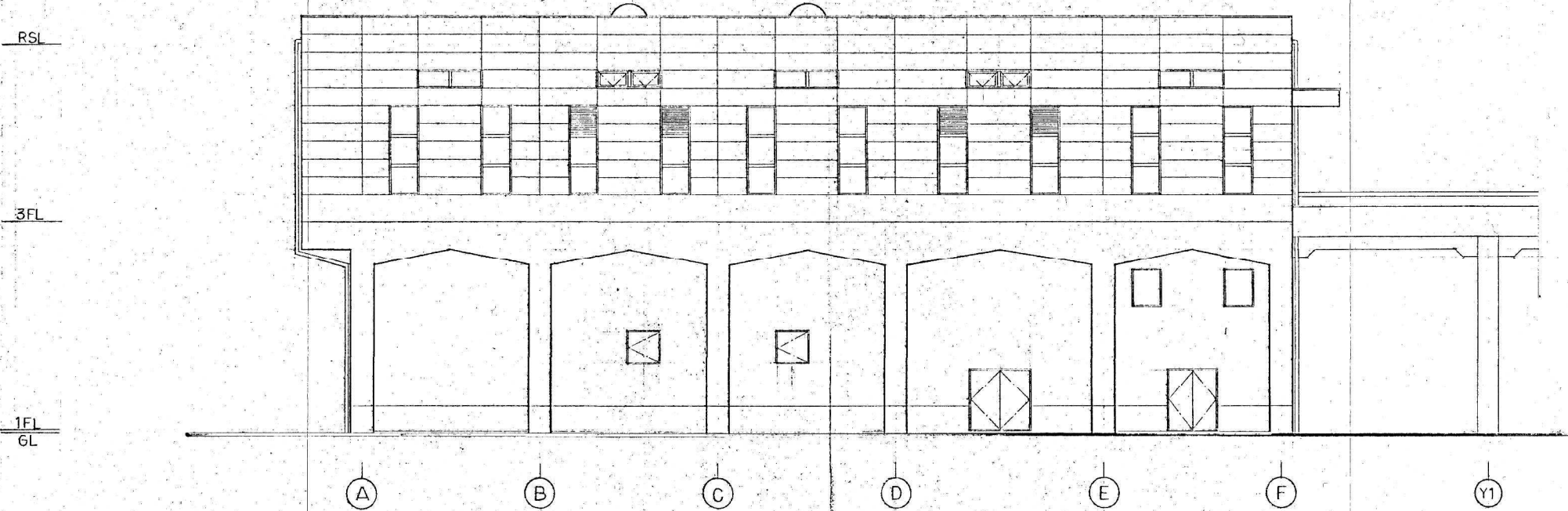
内部仕上表									
階	室名	床	巾木	壁	天井	廻り板	天井高	床組	備考
1 F	控室	コンクリート全面吹付タイル		コンクリート打放し	コンクリート打放し			○	ジョイント、切手壁
	排水処理室	同上		同上	同上				
	灰出室	同上		同上	ALC板現成			○	上部ホイスレール
	ゴミピット	コンクリート全面		同上	同上			○	排水溝
	電気室	コンクリート全面		同上	同上	コンクリート打放し		○	
	倉庫	コンクリート全面吹付タイル		同上	同上	同上			
	瓦除室	磁器 100mm 吹付タイル	タイル貼 H=100	吹付タイル	岩綿吸音板 0.9	径 100	2400		C.Box
	瓦投室	磁器 100mm 吹付タイル 及 ビニルタイル	同上 及 ソフト材 H=60	モルタル下地 吹付タイル	同上 及 モルタル 吹付タイル	径 100	2400		箱: 1/2 手摺
	樋所	モルタルタイル 150mm		100mm 吹付タイル	フレキシブルボード 0.6 VP 1.6mm 下地	径 100	2200	○	手洗器 大小便器、トイレノズ
2 F	階上室	ビニルタイル	ソフト材 H=60	モルタル下地 吹付タイル	モルタル 吹付タイル				手摺
	会議室	ロンノウム貼	同上	FB 012 6L ビニルクロス貼 (外断熱断熱材 0.15 吹付)	岩綿吸音板 0.9 1.6mm 下地	径 100	2500	○	C.Box
3 F	アラットフロア	コンクリート全面吹付タイル		ALC板現成	ALC板現成				ホッパー出口 上部ホイスレール 手摺 トフライト、トラックス、排水溝
	排水処理室	同上		ジョイント入ガラスウール 0.50	ジョイント入ガラスウール 0.50			○	上部ホイスレール
	事務所新築	ロンノウム貼 及 モルタル全面	ソフト材 H=60	PB 012 6L ビニルクロス貼	岩綿吸音板 1.6mm 下地	径 100	2500	○	箱: 2枚、下地入 トフライト C.Box
	倉庫	長尺塩ビシート	同上	PB 012 6L EP	フレキシブルボード 0.6 VP 1.6mm 下地	径 100	2300	○	
	廊下	ビニルタイル 及 モルタル全面	同上	PB 012 ビニルクロス貼	PB 09 ビニルクロス 1.6mm 下地	径 100	2500		箱: 2枚
	樋所	モルタルタイル 150mm		100mm 吹付タイル 吹付タイル	フレキシブルボード 0.6 VP 1.6mm 下地	径 100	2200	○	手洗器 大小便器、掃除機
	階上室	ビニルタイル	ソフト材 H=60	PB 012 6L 1.6mm 下地 吹付タイル	PB 09 ビニルクロス 1.6mm 下地	径 100	2400	○	手摺
	食堂	ロンノウム貼	同上	PB 012 6L 1.6mm 下地 ビニルクロス (外断熱断熱材 0.15 吹付)	岩綿吸音板 1.6mm 下地	径 100	2400	○	C.Box
	湯沸室	同上	同上	PB 012 EP	フレキシブルボード 0.6 VP 1.6mm 下地	径 100	2300	○	流し台、電線ローラー
	更衣室	長尺塩ビシート	同上	PB 012 EP	同上	径 100	2300	○	
シャワー室	ユニットバス 1116								
休憩室	タタミ敷 ネダフロア下地	タタミ 3E	PB 012 6L ビニルクロス (外断熱断熱材 0.15 吹付)	岩綿吸音板 0.9 1.6mm 下地	径 100	2400	○	箱入付 付壁	

PB 09, 012 厚 1.6mm 2015年
 防炎 PB 012 厚 1.6mm 2018年
 化粧 PB 09 厚 1.6mm 2016年
 ビニルクロス 厚 1.6mm 2003年
 岩綿吸音板 厚 1.6mm 2481号
 フレキシブルボード 厚 1.6mm

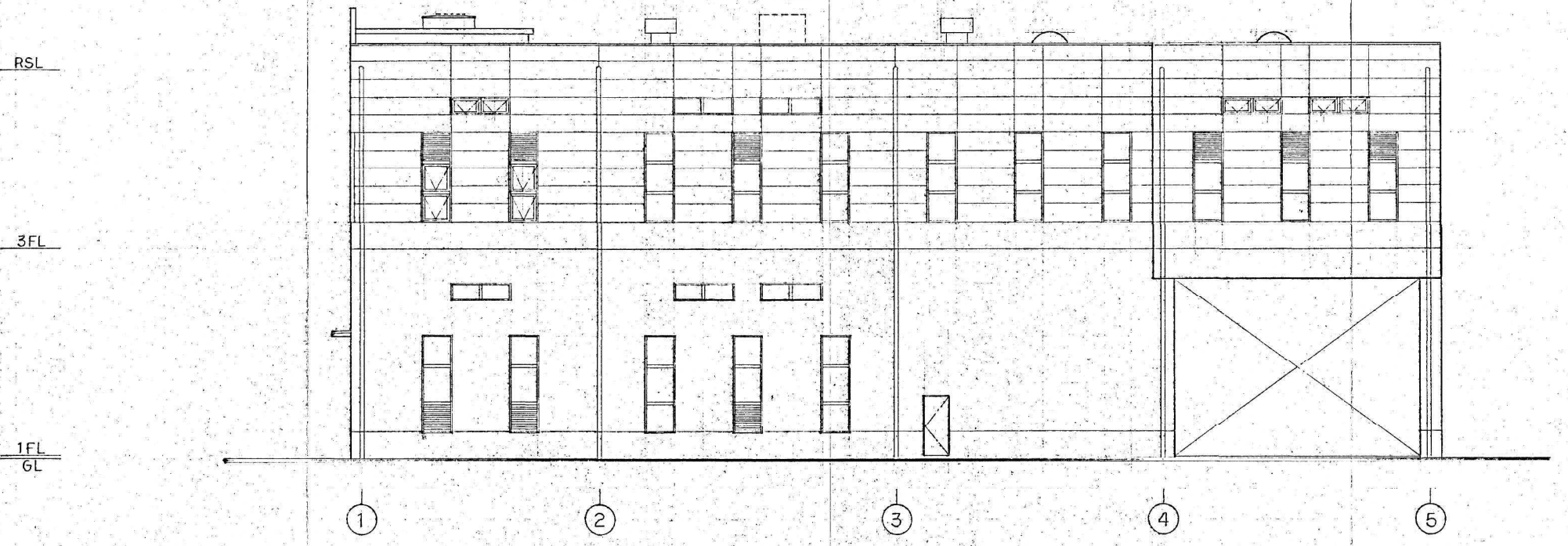


記号	来	原	年月日	訂正	番	作	番	作	業	装置番号
納先										
設備名称										
製図	-	-	第 3 角法							
設計	-	-	入庫	尺	仕上表					
検査	-	-	承認							
日産金属株式会社										
熊谷工場										

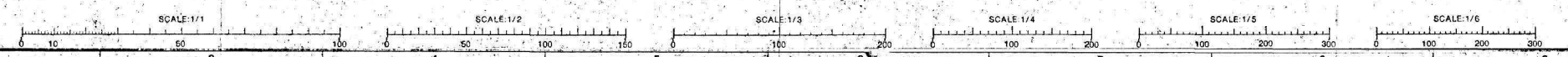
B	A	品番	品名	材質	型式・仕様	図番	枚目



西立面図 S=1:100

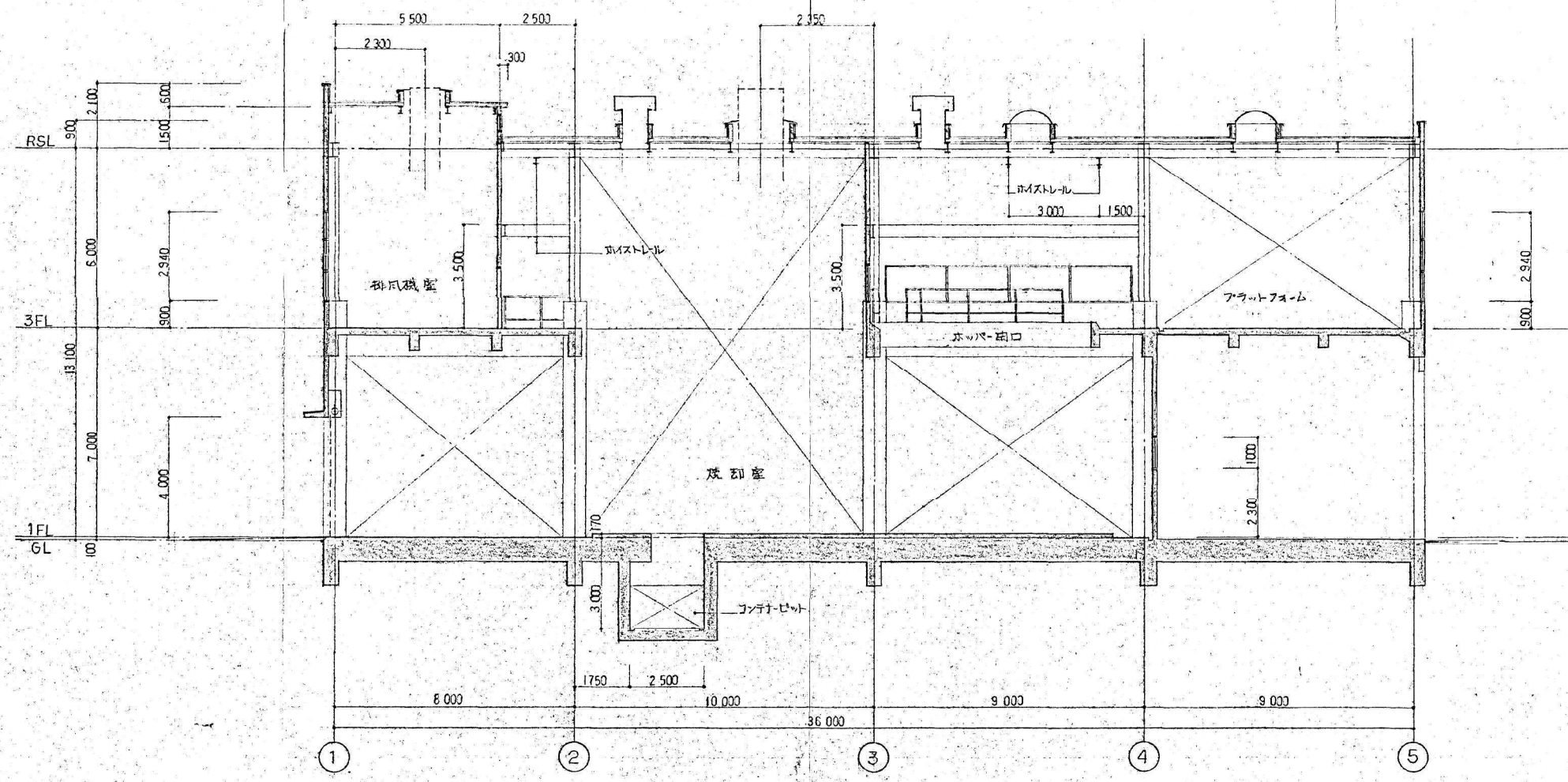
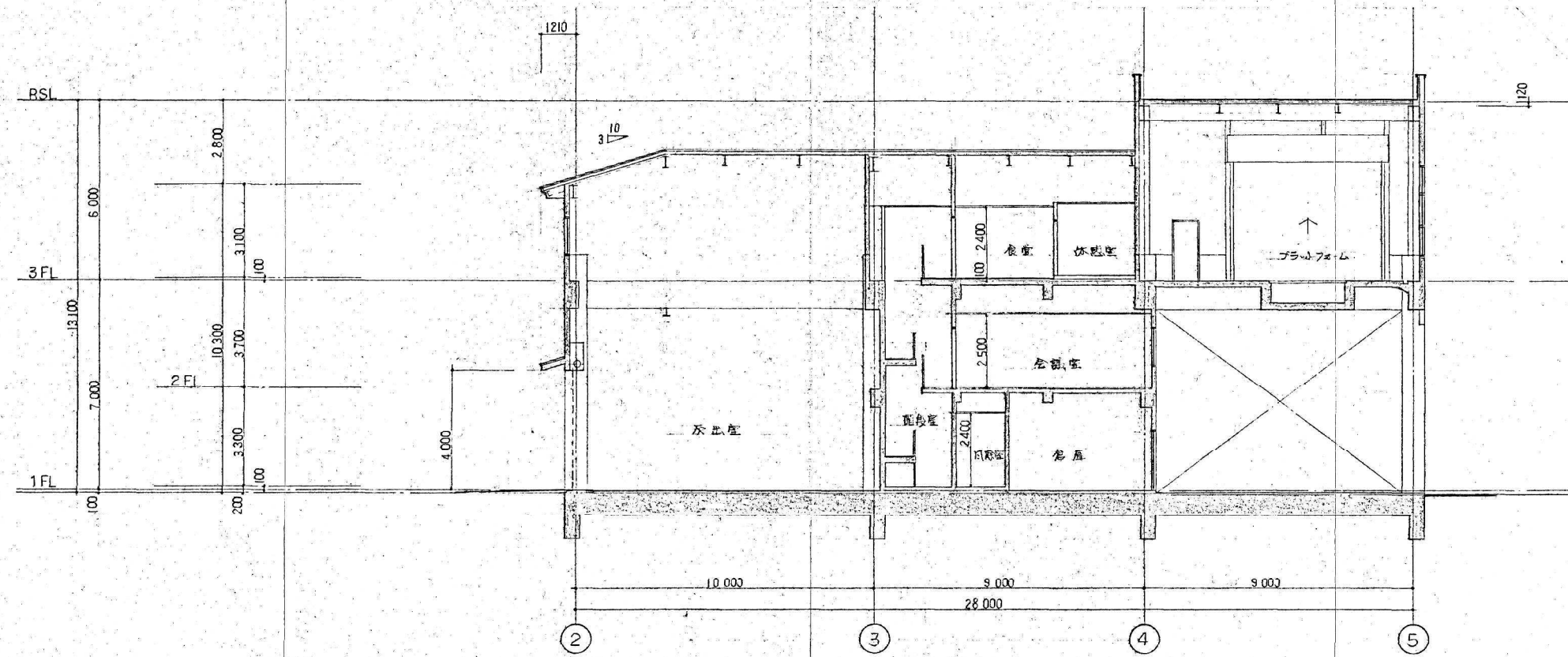


北立面図 S=1:100



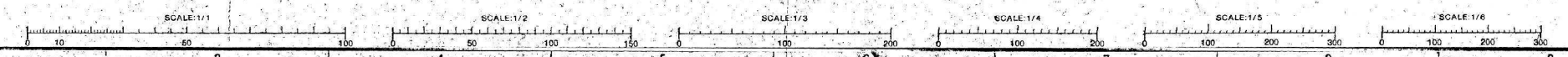
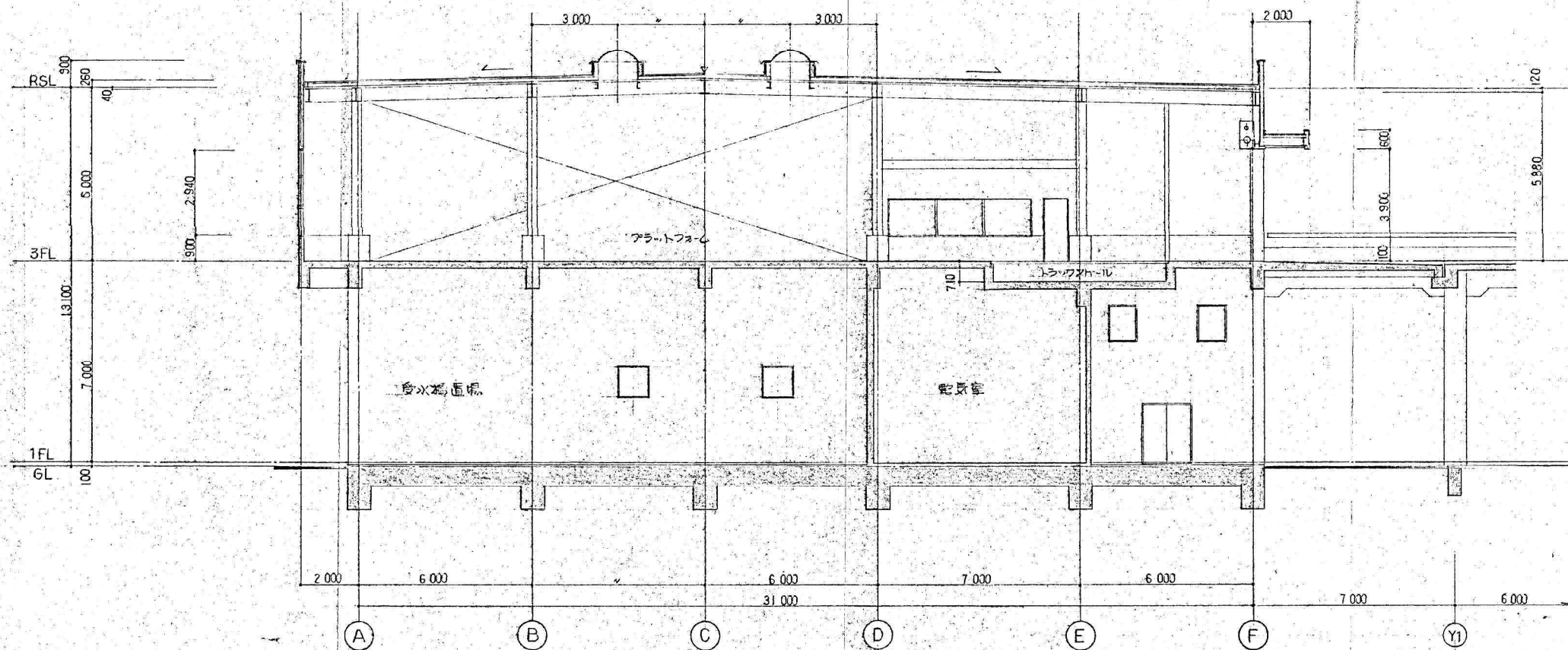
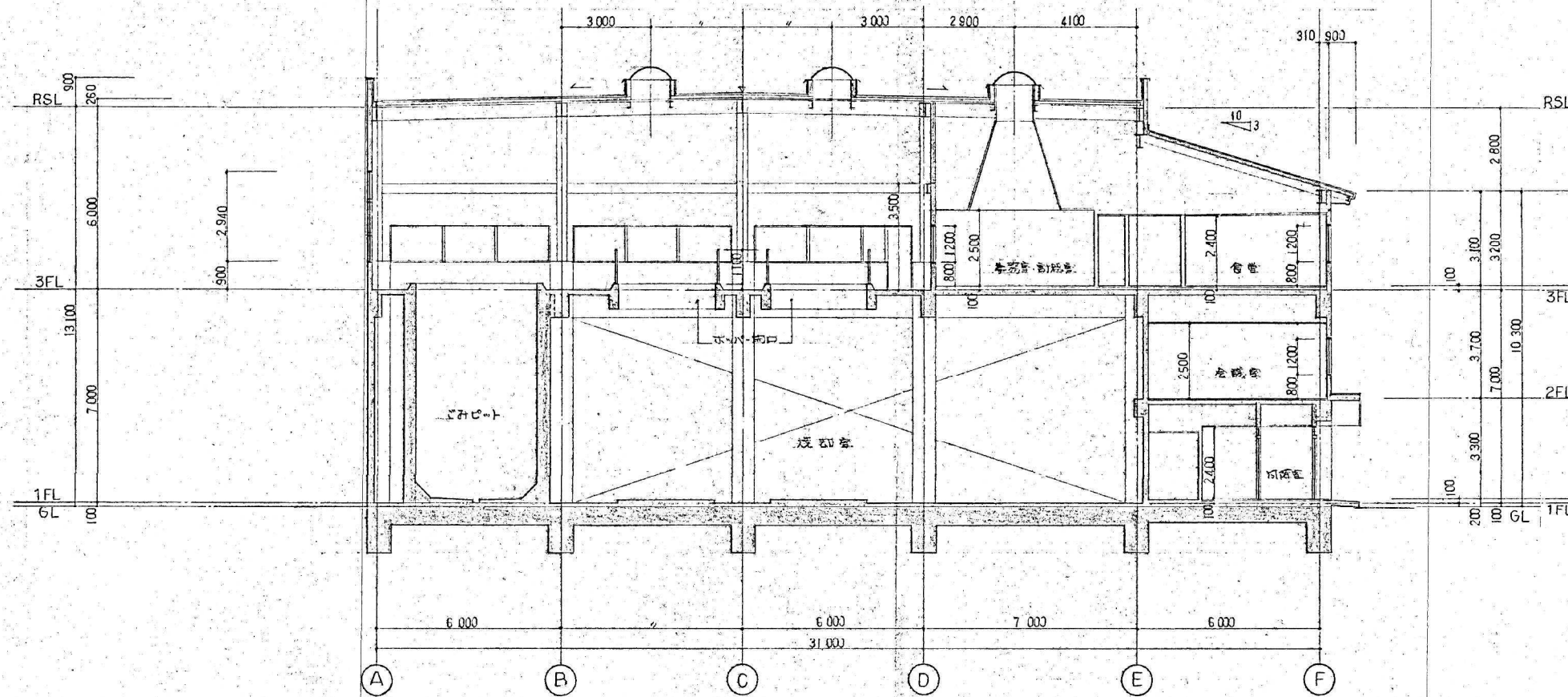
△									
△									
△									
△									
記号	未	歴	年月日	訂正	番立	作	番	作業	装置番号
納先									
設備名称									
製図				第 3	角法				
設計				人庫	尺度	西・北立面図			
審査	承認			1/100					
日立金属株式会社									
熊谷工場									
A									

B	A	品番	品名	材質	型式・仕様	図番	枚目



△								
△								
△								
△								
記号	案	歴	年	日	訂正	番	作	
納先							表	製
設備名称							図面	A-14
製図						第 3 角法		
設計						入庫	断面図 No 1	
検閲								
審査	承認					1/100		
日元金属株式会社							A	訂正
熊谷工場								

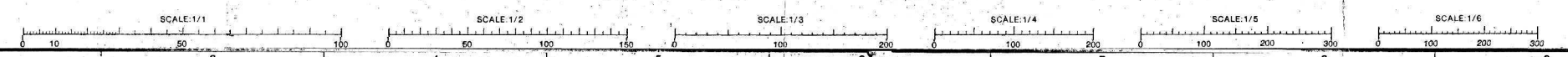
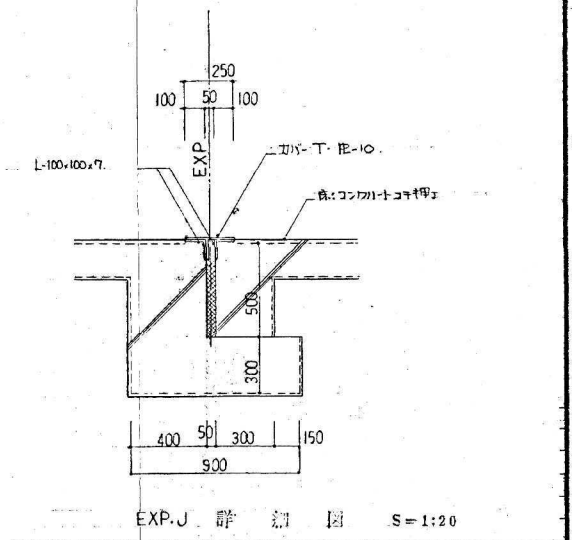
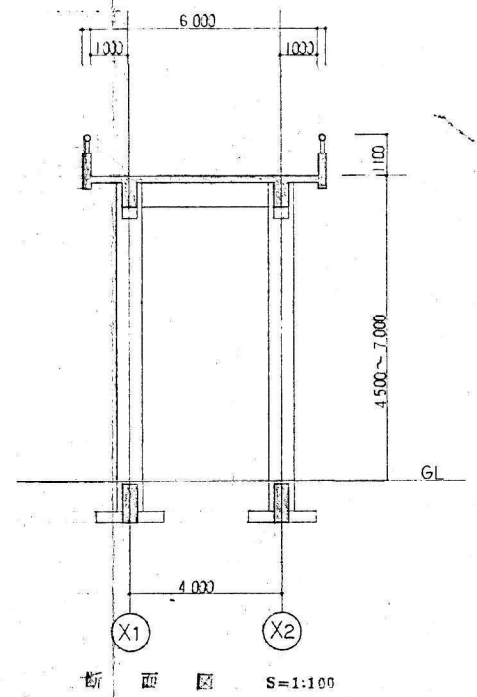
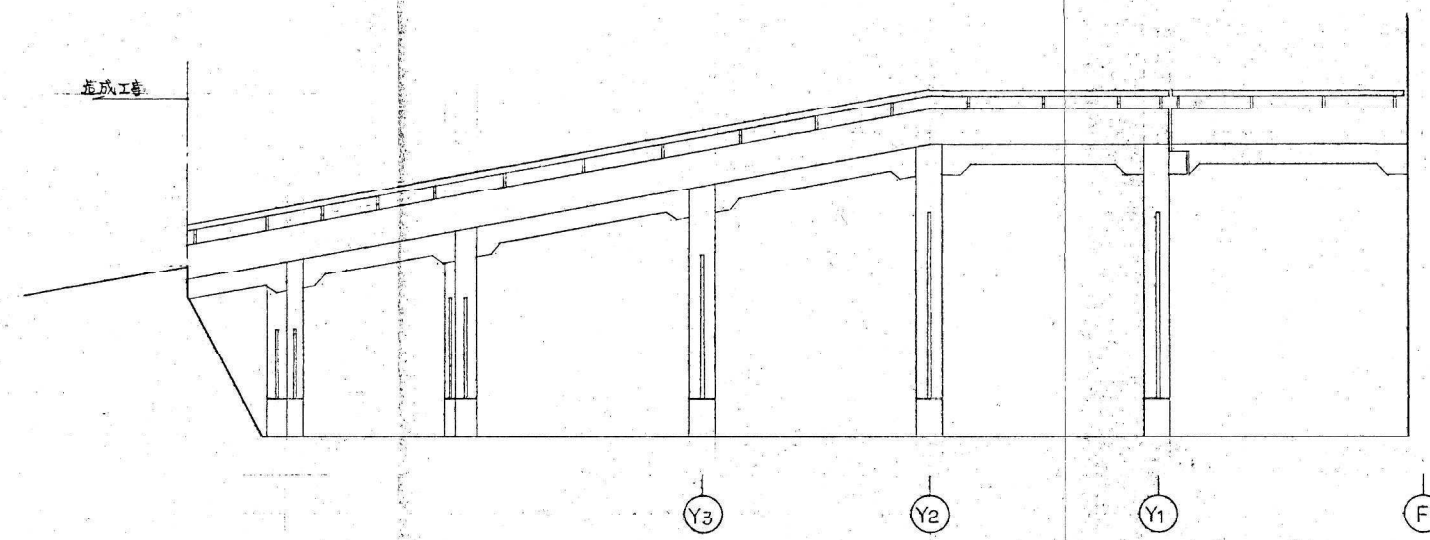
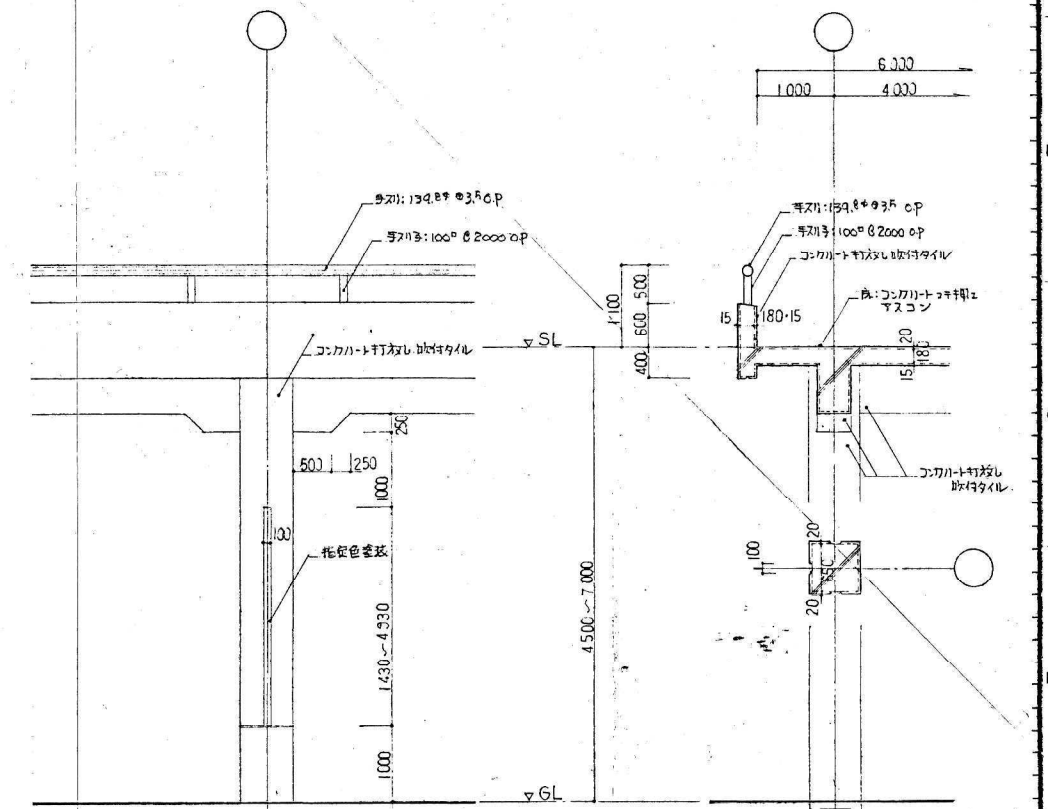
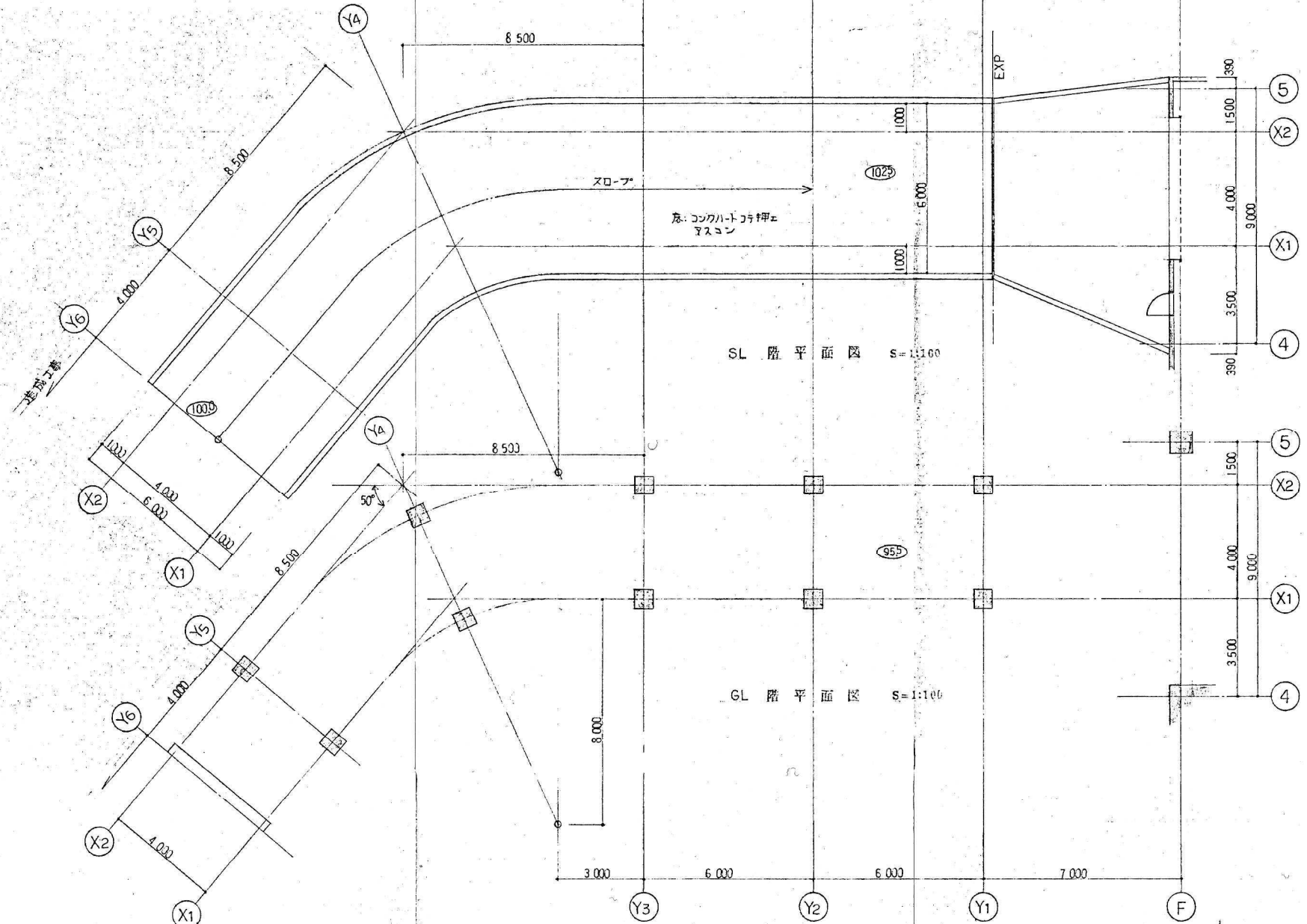
B	A	品番	品名	材質	型式・仕様	図番	枚目



記号	米	歴	年月日	訂正	番	作	番	作	業	装	設	番	号
△													
△													
△													
△													

納先														
設備名称												図番	A-15	
製図	—	—	第 3 角法											
設計	—	—	入庫	尺度										断面図 No 2
校図	—	—	承認	1/100										
審査	—	—	承認	1/100										
日立金属株式会社													訂正	
熊谷工場													A	

B	A	品番	品名	材質	型式・仕様	図番	枚目



記号	来歴	年月日	訂正	密査	作番	作業	装置番号
納先							
設備名称							
製図		第 3 角法					
検図		入幅 尺度	スロープ詳細図				
審査	承認		1/50				
B 正金属株式会社							訂正
熊谷工場							A

参 考 数 量 書

業 務 名 称 元本郷清掃工場解体設計業務委託

三原市本郷町本郷

[工 事 概 要]

用途、構造、面積	供給処理施設、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造3階建て、延床面積1,758.97㎡	
業 務 範 囲	元本郷清掃工場（工作物、付属施設等を含む）の解体工事に伴う実施設計、有害物質（アスベスト、PCB、ダイオキシン類等）の分析調査、工事費の積算、工事発注仕様書の作成	
別 途 業 務	な し	
履 行 期 限	契約締結日の翌日から 令和9年9月30日 までを工期とする。	
一 般 事 項		
《業務予算内訳》	設 計 金 額	¥ (税込み)
〈 内 訳 〉		
区 分	金 額	摘 要
業 務 価 格		
消 費 税 額		
設 計 金 額		

